

四国中央市不妊治療助成事業について

四国中央市では、愛媛県との連携事業として、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、体外受精や顕微授精の治療を受けた夫婦に対して、心理的・経済的負担を軽減し、妊娠・出産に関する支援の充実を図ることを目的とし、助成事業を実施しています。

令和8年度申請分から、法律婚で世帯が同一の場合は、戸籍謄本が不要となりました。

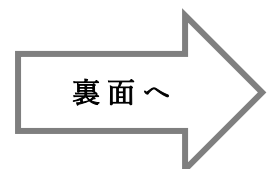
申請書等様式も一部変更となっていますので、新しい様式をご利用ください。



<p>対象者</p>	<p>(1)届出医療機関(※2 裏面)において体外受精又は顕微授精を行った (2)治療終了日に夫婦(事実婚含)双方または妻が四国中央市に住所を有している (3)申請日に夫婦双方または妻が四国中央市に住所を有し、その期間が一年以上である (4)治療終了日及び申請日において夫婦である (5)医療保険に加入している (6)市税の滞納がない (7)助成の対象となる治療開始日の妻の年齢が、43歳未満である (8)他の地方公共団体から同様の助成を受けていない</p>
<p>対象となる治療 (※1 裏面) 及び助成額</p> <p>対象の治療は、 生殖補助医療管理 料の届出医療機関 (※2 裏面)で実施 されたものに限りま す。</p>	<p>*下記ア)からウ)についての治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回の治療過程</p> <p>ア)【保険診療】で行われた体外受精・顕微授精の治療</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">保険診療(7割)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">自己負担(3割)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">10万円/年度</div> </div> <p>イ)【保険診療】と【先進医療】を組み合わせ実施した治療</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">保険診療(7割)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">自己負担(3割)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9ead3; margin-right: 5px;">先進医療(※3 裏面) (全額自己負担)</div> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>国に認められた高度な医療技術や治療法のうち、一定基準の有効性・安全性を満たした保険診療外の治療で、保険診療と併用できるもの。</p> </div> <div style="margin-top: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-right: 5px;">治療1回につき上限5万円</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 5px;">↑</div> <div style="font-size: 1.5em; margin: 0 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-right: 5px;">先進医療以外の治療 (全額自己負担)</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">※県・市町連携事業</p> <p>ウ)主治医の判断により「国の先進医療会議で安全性、有効性等について審議中又は審議予定の医療技術等」を併用したため、又は「保険適用外の高度に先進的な生殖補助医療技術等」を用いたために【保険外診療】となった体外受精・顕微授精の治療(※4 裏面)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">保険診療 (全額自己負担)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">先進医療 (全額自己負担)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">先進医療以外の治療 (全額自己負担)</div> </div> <div style="margin-top: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">10万円/年度</div> </div>
<p>助成回数</p>	<p>一年度の回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ア)、ウ)、イ)の保険診療分への助成は、年度内いずれか1回 ●イ)の先進医療に関する助成は、一年度6回まで <p>通算の回数</p> <p>初回の助成申請に係る 治療開始時の妻の年齢が</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇39歳以下 …………… 子ども1人につき通算6回まで ◇40歳以上43歳未満 …… 子ども1人につき通算3回まで <p>※助成を受けた後、出産に至った場合(妊娠12週以降の死産を含む)は、過去に助成を受けた回数をリセットすることができます。</p>
<p>申請受付期間</p>	<p><u>治療が完了した日の属する年度の3月末</u></p> <p>※申請が遅れると助成できませんのでご注意ください。</p>

<申請窓口・問い合わせ先>

四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市保健センター
 電話:0896-28-6054



申請書類等	<p>【全員】</p> <p>①四国中央市不妊治療助成金交付申請書(様式第1号)</p> <p>②四国中央市不妊治療助成事業受診等証明書(様式第2号または様式第3号) 医療機関に作成を依頼してください。文書料は助成対象外です。</p> <p>③医療機関が発行する領収書及び明細書(コピー可) 原本を提出された場合は、助成金の交付決定通知書と一緒に返却します。</p> <p>④四国中央市不妊治療助成金交付請求書(様式第8号)</p> <p>⑤申請者名義の振込口座(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人)がわかるもの</p> <p>⑥医療保険に加入していることが確認できるもの</p> <p>【該当のある方】</p> <p>⑦保険診療と先進医療を組み合わせた治療で、先進医療に伴う処方箋があり申請する場合： 四国中央市不妊治療助成事業調剤証明書(様式第4号) 文書料は助成対象外です。</p> <p>⑧世帯が異なる夫婦の場合：双方の戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの)</p> <p>⑨夫が四国中央市以外の住民である場合： ・夫の居住先の納税証明書(未納がないことの証明) ・夫の居住先の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの) ・双方の戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの)</p> <p>⑩事実婚による婚姻関係にある場合： ・事実婚関係に関する申立書(様式第5号) ・双方の戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの)</p> <p>【その他】 納税状況を確認することができない場合等、追加書類や手続きをご案内することがあります。</p>
助成の決定	申請後、審査により助成の可否が書面で通知されます。助成金の振込まで約2か月かかります。

【※1】 助成対象の不妊治療(体外受精・顕微授精)

- A：新鮮胚移植を実施
- B：凍結胚移植を実施
- C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- D：体調不良等により移植の目途が立たず治療終了
- E：受精できず、又は、胚分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止
- F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

助成対象とならないもの

- Z：不妊の原因を調べるための検査費用、入院費や食事代、文書料
- Y：配偶者以外の第三者から精子や卵子の提供を受けた場合や代理懐胎(代理母・借り腹)
- X：卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中断した場合
- W：助成を受けた回数を通算助成回数に満たない場合であっても、43歳以上で開始した治療
- V：他の自治体で助成を受けている治療

【※2】 愛媛県内の生殖補助医療管理料の届出医療機関

矢野産婦人科(松山市)・福井ウイメンズクリニック(松山市)・つばきウイメンズクリニック(松山市)
梅岡レディースクリニック(松山市)・愛媛労災病院(新居浜市)・こにしクリニック(新居浜市)
ハートレディースクリニック(東温市)・愛媛大学医学部附属病院(東温市)

※県外の生殖補助医療管理料届出医療機関は、厚生労働省ホームページで確認できます。

【※3】 不妊治療における先進医療の状況は、厚生労働省ホームページで確認できます(随時更新)。

【※4】 患者負担が原則1～3割の公的医療保険が適用される診療を受けながら、保険外の治療法や薬を使う自由診療を組み合わせる制度。日本では、保険診療と先進医療以外の治療(保険外診療)の併用は原則として禁止しており、自由診療を併用すると、保険診療分も含めて全額自己負担となる。